

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2003-528798(P2003-528798A)

【公表日】平成15年9月30日(2003.9.30)

【出願番号】特願2000-511508(P2000-511508)

【国際特許分類】

A 6 1 K	33/40	(2006.01)
A 6 1 K	9/00	(2006.01)
A 6 1 K	9/12	(2006.01)
A 6 1 K	31/14	(2006.01)
A 6 1 K	33/34	(2006.01)
A 6 1 P	31/04	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	33/40	
A 6 1 K	9/00	
A 6 1 K	9/12	
A 6 1 K	31/14	
A 6 1 K	33/34	
A 6 1 P	31/04	1 7 1
A 6 1 P	43/00	1 7 1

【手続補正書】

【提出日】平成17年9月9日(2005.9.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 動物の蹄の感染症の治療又は予防用の水性殺菌組成物であって、銅塩、四級アンモニウム化合物、及び過酸化物を含有する組成物。

【請求項2】 前記組成物のpHが、約3未満である請求項1に記載の組成物。

【請求項3】 前記銅塩が、その溶液の約2質量%～約20質量%の量で存在し、前記四級アンモニウム化合物が、前記組成物の約0.5質量%～約2質量%の量で存在し、かつ、前記過酸化物が、前記組成物の約0.5質量%～約5質量%の量で存在する請求項1に記載の組成物。

【請求項4】 前記銅塩が、前記組成物の約15質量%～約20質量%の量で存在し、前記四級アンモニウム化合物が、前記組成物の約1質量%～約2質量%の量で存在し、かつ、前記過酸化物が、前記組成物の約1質量%～約4質量%の量で存在する請求項3に記載の組成物。

【請求項5】 前記銅塩が、硫酸銅である請求項1に記載の組成物。

【請求項6】 前記四級アンモニウム化合物が、ベンジル基が置換され又は置換されていない、少なくとも1の塩化トリアルキルベンジルアンモニウムである請求項5に記載の組成物。

【請求項7】 前記過酸化物が過酸化水素である請求項6に記載の組成物。

【請求項8】 さらに、pH調整剤を含む請求項1に記載の組成物。

【請求項9】 さらに、pHコントロール剤を含む請求項8に記載の組成物。

【請求項 10】 さらに、界面活性剤を含む請求項 9 に記載の組成物。

【請求項 11】 さらに、増粘剤を含む請求項 10 に記載の組成物。

【請求項 12】 動物の蹄の感染症の治療又は予防用の水性殺菌組成物であって、(a)該組成物の約 15 質量 % ~ 約 20 質量 % の硫酸銅、(b)該組成物の約 0.5 質量 % ~ 約 2 質量 % の四級アンモニウム化合物であって、ベンジル基が置換され又は置換されていない、少なくとも 1 の塩化トリアルキルベンジルアンモニウムを含む四級アンモニウム化合物、及び(c)該組成物の約 1 質量 % ~ 約 4 質量 % の過酸化水素を含み、該組成物の pH が約 3 未満である組成物。

【請求項 13】 動物の蹄の感染症の治療又は予防方法であって、銅塩、四級アンモニウム化合物、及び過酸化物を含む水性殺菌組成物の有効量を、局所的に投与することを含む方法。

【請求項 14】 前記感染症が、パピローマ性の指の皮膚炎(papillomatous digital dermatitis)である請求項 13 に記載の方法。

【請求項 15】 前記銅塩が、前記組成物の約 2 質量 % ~ 約 20 質量 % の量で存在し、前記四級アンモニウム化合物が、前記組成物の約 0.5 質量 % ~ 約 2 質量 % の量で存在し、かつ、前記過酸化物が、前記組成物の約 0.5 質量 % ~ 約 5 質量 % の量で存在する請求項 13 に記載の方法。

【請求項 16】 前記感染症が、パピローマ性の指の皮膚炎である請求項 15 に記載の方法。

【請求項 17】 前記感染症が、蹄腐敗(hoof rot)である請求項 15 に記載の方法。

【請求項 18】 前記感染症が、安定性蹄腐敗(stable hoof rot)である請求項 15 に記載の方法。

【請求項 19】 前記銅塩が硫酸銅であり、前記四級アンモニウム化合物が、ベンジル基が置換され又は置換されていない、少なくとも 1 の塩化トリアルキルベンジルアンモニウムを含み、かつ前記過酸化物が過酸化水素である請求項 13 に記載の方法。

【請求項 20】 前記銅塩が、前記組成物の約 15 質量 % ~ 約 20 質量 % の量で存在し、前記四級アンモニウム化合物が、前記組成物の約 1 質量 % ~ 約 2 質量 % の量で存在し、かつ、前記過酸化物が、前記組成物の約 1 質量 % ~ 約 4 質量 % の量で存在する請求項 13 に記載の方法。

【請求項 21】 前記感染症が、パピローマ性の指の皮膚炎である請求項 20 に記載の方法。

【請求項 22】 前記感染症が、蹄腐敗である請求項 20 に記載の方法。

【請求項 23】 前記感染症が、安定性蹄腐敗である請求項 20 に記載の方法。

【請求項 24】 前記組成物が、噴霧として投与される請求項 13 に記載の方法。

【請求項 25】 前記組成物が、フットバス(footbath)として投与される請求項 13 に記載の方法。

【請求項 26】 動物の蹄の感染症の治療又は予防の方法であって、有効量の水性殺菌組成物を局所的に投与することを含み、該組成物が、(a)該組成物の約 15 質量 % ~ 約 20 質量 % の硫酸銅、(b)該組成物の約 0.5 質量 % ~ 約 2 質量 % の四級アンモニウム化合物であって、ベンジル基が置換され又は置換されていない、少なくとも 1 の塩化トリアルキルベンジルアンモニウムを含む四級アンモニウム化合物、及び(c)該組成物の約 1 質量 % ~ 約 4 質量 % の過酸化水素を含み、該組成物の pH が約 3 未満である、方法。

【請求項 27】 前記感染症が、PDD である請求項 26 に記載の方法。

【請求項 28】 前記感染症が、蹄腐敗である請求項 26 に記載の方法。

【請求項 29】 前記感染症が、安定性蹄腐敗である請求項 26 に記載の方法。